

意見書通数及び人数

第 138 回横浜市都市計画審議会

都市計画案に対する意見書の要旨と
都市計画決定権者の見解

議第 1089 号 横浜国際港都建設計画 道路 の変更
3・4・53号 新吉田中川線

	通数	人数
賛成	0	0
反対	1	1
その他	3	3
合計	4	4

平成 27 年 8 月 25 日

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

分類	意見の要旨	件数	都市計画決定権者の見解
反対	<p>1 都市計画案について</p> <ul style="list-style-type: none"> これから作る道路なので住民の身になってほしい。環境を唯一に考える港北ニュータウンの理念にあっていない。 計画道路位置を南側に移動して、歩道と車道を区別することを何度もお願いしてきたが、当該用地を不動産会社が販売している。 サイクリングロードがなく、これから作る道路としての価値がない。後から整備すると膨大な費用がかかる。 	1件	<p>港北ニュータウンの道路計画は、多くの交通を受け持つ幹線道路、地区内のサービスを目的とした区画道路と歩行者専用道路によって構成されています。区画道路は通過交通が入り込まない道路パターンとし、住区内環境の保全を重視した計画となっています。</p> <p>本路線は、このコンセプトを踏まえ、既存の道路や「せきれいのみち」などの歩行者ネットワークの利用環境、周辺環境の維持に配慮して、一部区間を掘割構造として計画しています。また、掘割構造としている区間は、車道と隣接する幅員6mの区画道路を上下に分離する計画としています。</p> <p>また、本路線のルートは、路線中央付近の丘陵や交差する市道大柵第183号線のすりつけなどを勘案した計画としています。</p> <p>なお、自転車の通行については、本路線の中で対応が可能と考えており、道路局が事業実施の段階で関係機関と協議し、決定していくこととなります。</p>
	<p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の6m道路にトラック、トレーラーなどの大型車が通るため家が揺れ、修理工場の車が走行テストをしていて危険である。また、その6m道路は、ゆうゆうのもり幼保園や勝田小学校・早渕中学校の通学路であり、危険である。 	1件	<p>現在の区画道路における交通安全対策などに関する御意見については、所管部署に伝えています。</p>
その他	<p>1 構造形式について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新吉田中川線の早渕二丁目地内を掘割方式に変更したことは、地域住民として心から賛意を表す。新吉田中川線は、主に第三京浜道路都筑インターチェンジを出入りする車が利用し、通過車両が圧倒的多数を占めることは明白である。通過車両にとって良い道とは、交差点が少なく安全かつ起伏が少ない経済的に走れる道である。それには掘割方式が最適であり、港北ニュータウンの理念に合致したこの方式は、市の方針にも沿うのではないだろうか。 港北ニュータウン内の戸建て住宅地は、幹線道路と直面しないように考慮されているが、早渕二丁目の新吉田中川線沿道は、直面することになるため、透明樹脂の防音壁で覆ってほしい。掘割方式という構造上の利を更に生かして環境保全にまで考慮してほしい。 <p>2 計画書について</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画書について、「地表式」という構造形式が文字だけで表示されているが、どの区間がどのような道路の形になるのかが全く理解できず、意見の出しようがない。住民に理解できる計画書とすべきである。 <p>3 情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人都市再生機構が所有していた早渕地区の新吉田中川線を除く部分の分譲が始まっているが、チラシやインターネットでの広告に道路計画が書いていない。土地や建物の購入契約をしてから、道路建設を知るのは気の毒であるし、道路建設が始まってから町内会に相談をされても手遅れである。独立行政法人都市再生機構と横浜市は、新吉田中川線の計画について、地域住民に告知する看板を設置してほしい。 地域住民は後世に誇れる道路建設の実現を願い緑道「せきれいのみち」の環境と地域の安全を最大限維持したいと考えている。横浜市が事業化の検討に入る時には、地域住民の要望を取り入れてもらえるよう、事前に住民への説明会、または、意見交換会を開催してほしい。 	1件	<p>港北ニュータウンの道路計画は、多くの交通を受け持つ幹線道路、地区内のサービスを目的とした区画道路と歩行者専用道路によって構成されています。区画道路は通過交通が入り込まない道路パターンとし、住区内環境の保全を重視した計画となっています。</p> <p>本路線は、このコンセプトを踏まえ、既存の道路や「せきれいのみち」などの歩行者ネットワークの利用環境、周辺環境の維持に配慮して、一部区間を掘割構造として計画しています。</p> <p>防音壁などの施設の詳細については、道路局が、事業実施の段階で具体的な安全対策なども含め検討し、関係機関と協議の上、決定していくこととなります。</p> <p>道路計画の内容については、平成26年10月に道路局が開催した説明会や平成27年1月の都市計画市素案説明会で説明するとともに、説明会の資料などをホームページで公開するなどの情報提供を行ってきました。</p> <p>都市計画法第17条に基づき縦覧した都市計画案の内容や記載事項については、法令の規定に基づいています。</p> <p>都市計画案の区域内に土地を所有している方などに計画内容を記載した説明会の開催案内を配布しているとともに、分譲している事業者には、道路局より情報提供を行っています。</p> <p>また、都市計画決定後は、都市計画の内容について、引き続きホームページなどにより、情報提供していきます。</p> <p>事業実施の際には、道路局が「せきれいのみち」や周辺環境への影響とともに安全対策なども含め検討し、説明会などで地域の方々への情報提供を行います。</p>